

プロペラ軸及び船尾管軸の検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

プロペラ軸及び船尾管軸の検査に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 Z21(Rev.3)では、油潤滑式又は清水潤滑式の船尾管軸受を有する船舶のプロペラ軸及び船尾管軸について、5 年毎に軸抜出検査又はプロペラ取付け部の非破壊検査等を実施する旨規定するとともに、船尾管軸受の潤滑油又は潤滑清水の定期的な分析記録の調査及び現状検査等を実施し、軸の健全性が確認された場合には検査期限を延長できる旨規定している。本会規則では、2016 年 1 月より同様の規定をプロペラ軸の代替検査方法（以下、APSS という。）として規定している。

この程、IACS は、清水潤滑式の船尾管軸受の潤滑清水の定期的な分析に関して、プロペラ軸及び船尾管軸にステンレス鋼が使用されることを考慮した金属成分の濃度の上限等を規定する Recommendation No.143 を 2015 年 10 月に採択したほか、油潤滑式又は清水潤滑式のプロペラ軸及び船尾管軸の検査の検査期限の延長に関する規定を改める統一規則 Z21(Rev.4)を同月に採択した。

このため、IACS Recommendation No.143 及び IACS 統一規則 Z21(Rev.4)に基づき関連規定を改めた。

また、APSS を採用する船舶の場合、軸抜出検査等の検査期限を延長するために潤滑油又は潤滑清水の定期的な分析記録の調査が必要であるため、当該分析を行う船舶について定期的検査の際に本会検査員が管理状況を確認するよう規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 清水潤滑式の船尾管軸受の潤滑清水の分析について、金属成分の濃度の上限等を規定した。
- (2) APSS を採用する船舶について、検査期限を 3 ヶ月又は 1 年延長した場合であっても、追加の記録の調査及び現状検査等を行うことで、検査期限を合計 30 ヶ月延長することができる旨規定した。
- (3) APSS を採用する船舶のうち、定期的に潤滑油又は潤滑清水の分析を行う船舶については、年次検査等の定期的検査の際に、当該分析記録の調査を行う旨規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 3.3.1, 4.3.1, 5.3.1, 6.1.3, 8.1.2, 8.1.3

高速船規則 2 編 3.6.1, 3.7.1, 3.8.1, 3.9.4

鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3, B3.3.1, B6.1.3, B8.1.1, 表 B8.1.3-1., 附属書 B1.1.3-7.
中 2.1.2, 2.3.1